

教私第3206号
令和5年3月17日

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様

大阪府教育庁私学課長

「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について（通知）

標記について、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から事務連絡がありましたので、お知らせします。

これまでも私学課では、文部科学省事務連絡に基づき、各学校に対して事件等の発生について、報告書の提出を依頼しているところですが、速やかな報告がなされていない事案も発生していますので、貴学校の児童生徒に係る重大な事件等が発生した場合は、速やかに私学課までご報告いただきますようお願いいたします。

なお、背景にいじめが疑われる場合（自殺詳細調査がいじめ重大事態調査を兼ねる場合）には、「児童生徒の事件等報告書」ではなく、令和5年3月17日付け教私第3207号「いじめ重大事態に関する国への報告について」に基づき報告をお願いいたします。

大阪府教育庁私学課	柳田
TEL	06-6210-9275（内線 4864）
FAX	06-6210-9276